

堺市監査委員公表第25号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年5月27日

堺市監査委員	三宅達也
同	田渕和夫
同	藤坂正則
同	播磨政明

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	定期監査及び行政監査	
監査実施期間	令和3年11月1日～令和4年3月30日	
措置を講じた部局等	危機管理室	
指摘事項等	措置内容	所管部課
<p>1(1)</p> <p>防災備蓄等整備事業について            防災備蓄等整備事業について、大規模災害が発生した際、発災直後の応急対応を行うための食料や資機材を防災拠点となる区役所や指定避難所などに配備するとともに、良好な避難生活を確保するため、指定避難所などの環境整備を行っている。</p> <p>この事業について、以下のとおり意見を付す。</p> <p>[備蓄の更新計画について(意見)]            備蓄物資について、本市において更新目安を記載した備蓄計画は策定されていないが、食料品及びガソリンは賞味期限や使用期限を台帳等で管理し、計画的に更新を実施している。しかし、そのほかの備蓄物資については、使用期限や耐用年数等の整理ができておらず、明確な更新計画を立てていない。</p> <p>そのほかの備蓄物資についても使用期限及び耐用年数等に関するメーカーからの意見聴取や他市の状況等を踏まえて、更新目安を明確にし、計画的な備蓄を検</p>	<p>御意見を受け、令和4年4月に、メーカーからの意見聴取や他市状況の調査を開始しました。</p> <p>今後は、令和4年12月の完了を目途に、調査結果が揃い次第、更新目安を含めた備蓄計画の策定に着手します。</p>	<p>危機管理室            防災課</p>

<p>討されたい。</p>		
<p>2 (4) 現金等の管理について 現金等の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p>		
<p>ア 切手等受払簿の整理 切手等受払簿において、所属長の決裁を受けておらず、物品取扱員の確認印や使用者の押印もないまま、切手を払い出しているものがあった。</p>	<p>御指摘を受け、令和3年12月9日に所属長の決裁を行うとともに、適切に押印を行い訂正しました。 今後は決裁や払出しと同時に押印を行うことを危機管理室内に周知徹底し、再発を防止します。</p>	<p>危機管理室 危機管理課</p>
<p>イ 公金外現金の取扱い 堺泉北地域防災相互無線協議会の事務で扱っている公金外現金について、以下のものがあった。</p>		
<p>(ア) 取扱いの規定では、収支整理者と出納取扱者を定め、それぞれが行うべき事務を定めている。しかし、収支整理者が徴収簿の整理や収入伝票及び支出伝票の作成をすべきところ、出納取扱者が行っていた。</p>	<p>御指摘を受け、令和3年12月9日に、収支整理者の決裁となるよう、徴収簿・収入伝票・支出伝票を訂正しました。 今後は改めて当該協議会の会計事務の取扱いについての正しい理解を図るとともに、決裁ラインの職員による確認を行うことで再発を防止します。</p>	<p>危機管理室 危機管理課</p>
<p>(イ) 現金出納簿兼収支整理簿について、令和3年4月以降、収</p>	<p>御指摘を受け、令和3年12月9日に、収支整理者の押印</p>	<p>危機管理室 危機管理課</p>

<p>支整理者の押印がなかった。</p>	<p>を行いました。 　　今後は改めて当該協議会の 会計事務の取扱いについての 正しい理解を図るとともに、 決裁ラインの職員による確認 を行うことで再発を防止しま す。</p>	
----------------------	--	--